

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目次

規則

山口県予算規則の一部を改正する規則(財政課)……………

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則(県民生活課)……………

理容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………

美容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則(厚政課)……………

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………



山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十七号

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則(昭和三十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「部長、」を「部長及び局長、」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十八号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(平成十二年山口県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十三條第一項第二号」を「第四十條第一項第二号」に、「第八号」を「第七号」に改める。

第三条第一号中「第七十九條」の下に「若しくは第八十條」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 法第三十三條第一項、第三十五條第二項又は第四十七條の第二項に規定する請求があつたとき。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十九号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「指定規則」といふ。」を削る。

第二条から第八条までを削る。

第九条中「別記第十号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条を第一条とする。

第十条中「別記第十一号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第三条とする。

第十一条中「別記第十二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第四条とする。

る。
第十二条中「別記第十三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第五条とする。
第十三条から第十五条までを削り、第十六条を第六条とする。

別記第一号様式から別記第九号様式までを削る。
別記第十号様式中「(第9号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第十一号様式中「(第10号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記第二号様式とする。
別記第十二号様式中「(第11号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同様式を別記第三号様式とする。
別記第十三号様式中「(第12号様式)」を「(第5号様式)」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「指定規則」といづ。」を削る。

第二条から第八条までを削る。

第九条中「別記第十号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条を第一条とする。

第十条中「別記第十一号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第三条とする。

第十一条中「別記第十二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第四条とする。

第十二条中「別記第十三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第五条とする。

第十三条から第十五条までを削り、第十六条を第六条とする。

別記第一号様式から別記第九号様式までを削る。
別記第十号様式中「(第9号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同様式を別記第一号様式とする。
別記第十一号様式中「(第10号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第十二号様式中「(第11号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同様式を別記第三号様式とする。
別記第十三号様式中「(第12号様式)」を「(第5号様式)」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(平成二年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「が下関市」の下に「、萩市又は山陽小野田市」を加え、「下関市長」を「それぞれ下関市長、萩市長又は山陽小野田市長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十二号

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則

山口県災害救助基金規則(昭和四十年山口県規則第八十六号)の一部を次のように改

正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、救助基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十三号

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「十五万円」の下に、「(知事が特に必要があると認める場合には、二十万円)」を加える。

第七条第一項中「直ちに」の下に、「修学資金の月額が十五万円である場合にあつては、」を、「(別記第三号様式)」の下に、「に、修学資金の月額が二十万円である場合にあつては貸付けの決定を受けた期間に係る修学資金交付申請書」を加え、同条第二項中「もの」の下に、「(修学資金の月額が十五万円である場合に限る。)」を加える。

第十三条中「。以下同じ」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）